

会議録・令和元年12月19日第4回定例会（第3日目）

1. 招集の年月日 令和元年12月5日
2. 招集の場所 明和町議会議場
3. 開 会 12月19日 午前9時00分 議長宣告
4. 応招議員 14名
 - 1番 高橋浩司
 - 2番 伊豆千夜子
 - 3番 山内理
 - 5番 阪井勇男
 - 6番 奥山幸洋
 - 7番 田邊ひとみ
 - 8番 松本忍
 - 9番 綿民和子
 - 10番 樋口文隆
 - 11番 下井清史
 - 12番 乾健郎
 - 13番 江京子
 - 14番 中井啓悟
 - 15番 北岡泰
5. 不応招議員
なし
6. 出席議員
14名
7. 欠席議員
なし
8. 本会議に職務のため出席した者の職氏名
議会事務局長 田中 一夫
議会書記 肥留間晴美 松本 章
9. 地方自治法第121条による説明のため会議に出席した者の職氏名
町 長 世古口 哲哉 副 町 長 下村 由美子
教 育 長 下村 良次 総 務 課 長 浅尾 恵次
防災企画課長 奥田 昌宏 税 務 課 長 山口 隆弘
人権生活環境課長 松井 友吾 福祉ほけん課長 吉川 伸幸

会計管理者(兼)会計課長	世古口和也	健康あゆみ課	西岡 郁玲
農水商工課長	菅野 亮	まち整備課長	西尾 直伸
上下水道課長	堀 真	斎宮跡・文化観光課長	中野 敦夫
教育総務課長	西尾 仁志	こども課長	西村 正樹
農業委員会事務局長	大西 孝明	監査委員	西口 和之

10. 会議録署名議員

8番 松本 忍 9番 綿民 和子

11. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 議案第74号 明和町ふるさと会館の指定管理者の指定
- 日程第3 議案第75号 いつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センターの指定管理者の指定
- 日程第4 議案第76号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第5 議案第77号 明和町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定
- 日程第6 議案第78号 明和町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定
- 日程第7 議案第79号 明和町森林環境譲与税基金条例の制定
- 日程第8 議案第80号 明和町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の制定
- 日程第9 議案第81号 明和町税条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第82号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第83号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第12 議案第84号 明和町津波避難タワーの設置及び管理に関する条

例の一部を改正する条例

- 日程第13 議案第85号 令和元年度明和町一般会計補正予算（第4号）
- 日程第14 議案第86号 令和元年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第15 議案第87号 令和元年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第16 議案第88号 令和元年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第17 議案第89号 令和元年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第18 議案第90号 令和元年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第19 議案第91号 令和元年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）

(午前 9時 00分)

◎再開の宣告

○議長（北岡 泰） おはようございます。

ただいまの出席議員数は14人であります。

定足数に達しておりますので、ただいまから、令和元年第4回明和町議会議定例会第3日目の会議を開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

日程につきましては、お手元の日程表により進めたいので、よろしく願いいたします。

◎会議録署名議員の指名について

○議長（北岡 泰） 日程第1 「会議録署名議員の指名」につきましては、会議規則第119条の規定により、議長から指名をいたします。

8番 松本 忍 議員

9番 綿民和子 議員

の両名を指名いたします。

◎議案第74号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第2 議案第74号 明和町ふるさと会館の指定管理者の指定を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） おはようございます。

ただいま上程されました、議案第74号 明和町ふるさと会館の指定管理者の指定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、ふるさと会館の管理運営について、明和町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、引き続きリブネット・イセット共同事業体を指定管理者に指定し、運営管理を委託するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 皆さん、おはようございます。

それでは、詳細説明を申し上げます。

議案第74号 明和町ふるさと会館の指定管理者の指定につきまして、ご説明申し上げます。

資料は議会定例会資料の12-2-1でございます。

それでは、平成27年4月1日から5年間の委託が今年度で終了いたしますため、来年度の令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間につきまして、指定管理者の募集を実施いたしました。

この募集要項の配布につきましては、資料の（3）の9月9日の告示以降に2社にお渡しをし、（5）の9月26日までの説明会の参加申込や、（8）の10月30日までの申請の提出につきましては、1社のみでございまして、（9）により1社によるプレゼンテーションを実施し審査を行いましたところ、120満点中、平均点70点を上回る83.285点であったため、引き続きリブ

ネット・イセツ共同事業体を候補として、議決をお願いするものでございます。

ご審議の上、お認めいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第74号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第74号 明和町ふるさと会館の指定管理者の指定を採決いたします。

議案第74号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第74号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第75号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第3 議案第75号 いつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センターの指定管理者の指定を議題といたします。

ここで地方自治法第117条の規定によって樋口文隆議員の退場を求めます。

(樋口文隆議員 退場)

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま上程されました、議案第75号 いつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センターの指定管理者の指定につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、いつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センターの管理運営について、明和町公の施設における指定管理者の指定手続等に関する条例第6条の規定により、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間、引き続き公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会を指定管理者に指定し、運営管理を委託するため、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

齋宮跡・文化観光課長。

○齋宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 議案第75号 いつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センターの指定管理者の指定につきまして、詳細説明を申し上げます。

施設の名称はいつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センター、団体の名称は公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会、現在の管理者と同じでございます。

そして、指定の期間につきましては、令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間でございます。

それでは、指定にかかる経緯を説明させていただきます。

議会資料の14-1-1をご覧ください。一番最後のページでございます。

選定の方法は、明和町公の施設における指定管理者の指定手続に関する条例第4条の規定に基づき選定を行いました。

選定の経過は、まず第1回の明和町公の施設指定管理者選定委員会にて募集要項の検討をし、その後、募集の告示を行うとともに、募集要項の配布、説明会の開催をしました。

そして、11月1日から8日までの間で、申請書の受付をしました。申請書の提出は公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会の1法人のみでした。

11月18日に、第2回の選定委員会を開催し、申請者によるプレゼンテーションの後、質疑・応答を行い、その後、選定委員会の資格審査採点を行いました。

採点は26項目について審査を行い、各5点満点の合計130点満点中、平均点が78点以上を合格点とする方法で行いました。選定委員7名による合計点数は580点で、その平均点数は82.857点となりましたので、公益財団法人国史跡齋宮跡保存協会のいつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センター指定管理者候補者として選定いたしましたので、本議案を提出させていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第75号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第75号 いつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センターの指定管理者の指定を採決いたします。

議案第75号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第75号は、原案のとおり可決されました。

しばらくお待ちください。

（樋口文隆議員 入場）

◎議案第72号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第4 議案第76号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） おはようございます。

ただいま上程されました、議案第76号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、去る8月に国に出された人事院勧告に準じ、職員の給与について所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求め

ます。

総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） よろしく申し上げます。

それでは、議案第76号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

本件は、今年8月に国に出されました人事院勧告に準じて改正を行うものでございます。

定例会資料の1-1-1をご覧ください。

この度の改正内容につきまして、とりまとめたものとなっておりますので、こちらで説明をさせていただきます。

①の給料表の改定です。内容は改定率平均0.1%で、初任給を高卒者で2,000円引き上げ、30代半ば頃までの職員が在職する号俸について、所要の改定となります。

次に、②のボーナスの支給率の改定でございます。支給率を0.05月分引き上げて、年間4.50月に改定をいたします。引き上げ分は勤勉手当に配分されます。表にお示ししてあるとおり、令和元年度分の12月分の支給率は、0.925月から0.05月分引き上げて、0.975月に改定し、令和2年度につきましては、6月、12月とも0.95月に改定をするものでございます。

次に、③の住居手当の改正でございます。

住居手当の支給対象となる家賃額の下限を4,000円引き上げて、現行の1万2,000円から1万6,000円に改定をするものです。また、上限につきまして、1,000円引き上げて2万7,000円から2万8,000円に改定を行います。

なお、手当額が2,000円を超える減額となる場合につきましては、経過措置といたしまして、1年間最大2,000円の減額といたします。

次に、④の実施時期でございます。給料表の改定は、平成31年4月1日から適用いたします。ボーナスは、令和元年度分は令和元年12月1日から適用、令和2年度分は、令和2年4月1日から適用となります。住居手当は令和2

年4月1日からの適用となります。

なお、1-1-2から1-1-10までは、条例の新旧対照表となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第76号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第76号 明和町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

議案第76号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第76号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第77号から議案第78号の上程～採決

○議長（北岡 泰） お諮りします。

日程第5 議案第77号及び日程第6 議案第78号を一括上程し議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長(北岡 泰) ご異議なしと認めます。

従って、

日程第5 議案第77号 明和町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定

日程第6 議案第78号 明和町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定

を一括上程し、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長(世古口 哲哉) ただいま一括上程されました、議案第77号、議案第78号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、地方自治法及び地方公務員法の一部改正により会計年度任用職員の制度が創設されたことに伴い、会計年度任用職員の給与及び報酬等に関し必要な事項を定めるため、本条例を制定しようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長(北岡 泰) 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

総務課長。

○総務課長(浅尾 恵次) それでは、詳細説明を申し上げます。

定例会資料の1-1-11をご覧ください。

非常勤職員等の適正な任用の確保等を目的とした地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行により、会計年度任用職員制度が創設され

ることに伴い、会計年度任用職員の勤務条件を規定するため、条例を制定するものでございます。

これまで各地方公共団体によりさまざまな法的根拠で任用されてきた非常勤職員等は、改正法の施行により会計年度任用職員として全国的に統一された制度に基づく任用に移行をいたします。

会計年度任用職員は一会計年度を超えない範囲で任用される職員であり、本町の非常勤職員等は原則として、本制度へ移行することとなるものでございます。

それでは、まず議案第77号 明和町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定について説明いたします。

資料の1-1-13と14をご覧ください。

この度の制度について、逐条解説となっておりますので、こちらで説明を申し上げます。

第1条は、目的を規定しております。

第2条から第6条は、給与に関する事で、会計年度任用職員の給与について、明和町職員の給与に関する条例第3条に定める行政職員給料表を準用し、一般の職員との均衡を踏まえ、その上限を定めるほか、支給方法及び減額の基準について定めるものでございます。

資料1-1-14、15をご覧ください。

第7条から第12条は、手当に関する事で、一般の職員に支給されている手当のうち、これに相当する支給可能な地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、勤務1時間あたりの給与額の算出、宿日直手当について明示するとともに、支給については一般職の常勤職員の例によるしております。

第13条は、期末手当に関する事で、会計年度任用職員の期末手当について支給基準を定め、一般の職員の支給基準を踏まえ支給することを定めるものでございます。6月1日及び12月1日に在籍するものに、報酬月額0.725

月分に一定の割合を乗じた額を支給することとしております。

資料の1-1-16をご覧ください。

第14条、第15条は、通勤手当及び特殊勤務手当に関することで、給与条例の適用を受ける一般職の常勤職員の例によることとしております。

第16条は、休職者の給与について、これを支給しないこととしております。

第17条は、委任条項で必要な事項は規則で定めるとしてしております。

附則といたしまして、令和2年4月1日から施行をいたします。

また、施行日前日において、改正前の法第3条第3項の規定する特別職、法第17条第1項に規定する一般職の非常勤職員、法第22条第5項の規定により臨時的任用職員として任用されていたものについて、昨年度の受給額を下回る場合は、必要な調整を行うことができることとしております。

次に、議案第78号 明和町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の規定について、ご説明をいたします。

資料の1-1-17をご覧ください。

第1条、第2条は、目的、定義を規定してしております。

第3条は、報酬に関すること。会計年度任用職員の報酬について、フルタイム会計年度任用職員給与条例により、職種等に応じて基準月額を適用した額として、月額、日額、時間額について、規定をしてしております。

資料1-1-18、19をご覧ください。

第4条から第7条は、時間外勤務報酬、休日勤務報酬、夜間勤務報酬、特殊勤務報酬について明示するとともに、一般職の常勤職員の例によることとしております。

第8条は、期末手当に関することで、パートタイム会計年度任用職員の期末手当について支給基準を定め、一般の職員の支給基準を踏まえ支給することを定めるものでございます。6月1日及び12月1日に在職するものに、報酬月額0.725月分に一定の割合を乗じた額を支給することとしております。

資料の1-1-20をご覧ください。

第9条は、報酬の支給方法について規定をしております。

第10条は、勤務1時間あたりの報酬額の算出。

資料の1-1-21をご覧ください。

第11条は、報酬の減額。

第12条から第14条は、町長が特に必要と認める会計年度任用職員の報酬等通勤にかかる費用、出張にかかる費用について規定をしております。

資料の1-1-22をご覧ください。

第15条は、休職者の給与について、これを支給しないものとしております。

第16条は、委任条項で必要な事項は規則で定めるものとしております。

附則といたしまして、令和2年4月1日から施行をいたします。

また、施行日前日において、施行前の法第3条第3項の規定する特別職、法第17条第1項に規定する一般職の非常勤職員、法第22条第5項の規定により臨時的任用職員として任用されていたものについて、前年度の年間支給総額に達しない場合は、必要な調整を行うことができるとしております。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりました。

まず議案第77号 明和町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第77号の質疑を終わります。

続きまして、議案第78号 明和町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第78号

の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論されるようお願いいたします。

討論される方はございませんか。

7番 田邊ひとみ議員。

○7番（田邊 ひとみ） ただいま一括上程をされました、議案第77号 明和町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定、議案第78号 明和町パートタイム会計年度任用職員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の制定、この2点について、反対の立場で討論を行います。

会計年度任用職員制度は、自治体で働く臨時、非常勤等職員の適正な任用、勤務条件を確保するために、新たに制度化されるものでございます。

まずはじめに、厳しい財政状況を指摘をされております本町ではございますが、その中においての新たな制度の運用にあたり、職員が安心して働ける環境づくり、それにつながる住民サービスの向上に向けて、前向きな取り組みをされていること、また、本制度の条例に関しましても、格段の努力をされている点もございます。

条例自体は評価できるものであると、そのように考えております。どうぞ今後とも職場環境の向上、職員の待遇改善など、しっかりと進めていただくこと、これを求めます。

反対する理由を申し上げます。

まず本制度はフルタイム無期限雇用が原則という国際的ルール、これから逸脱をした法改正であることから、その法律に基づく条例には反対の立場をとります。

会計年度任用職員制度の導入は、不安定、低賃金な臨時、非常勤職員が自治体の職場で増え続けていくことを当たり前とした考えの下に、正規職員の

定員割れ、非常勤職員を増やし安上がりの行政を進めることの制度的基盤を構築するものと考えられます。

住民の安全・安心を守るためにも、本格的、恒常的業務を担う非正規職員を正規化すること、非正規職員の雇用の安定、待遇改善をもっと図るべきと考えます。

会計年度任用職員への給付について、フルタイムとパートタイムでの待遇格差が広がることは問題と考えます。また、日々の短時間のサービス残業等の積み重ねが招く不利益の懸念も拭い去ることができません。

また、条例の議会可決後に労働条件の改悪を行う、このような事例も今多く出てきております。大変大きな問題であると考えます。

低賃金の改善が今、強く求められております。現状の賃金を下回らない、本町の設定は評価される部分ではございますが、最低賃金を時給1,000円に、そして1,500円に引き上げることを求めます。

保育の職場において、正規の保育士を増やすことで定員を確保し、保育の質の向上をさせること、こちらも求めたいと思います。

以上をもって反対の討論といたします。

○議長（北岡 泰） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、一括上程した各議案の採決を行います。

まず、議案第77号 明和町フルタイム会計年度任用職員の給与に関する条例の制定を採決いたします。

議案第77号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 多 数 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第77号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第78号 明和町パートタイム会計年度任用職員の報酬、
期末手当及び費用弁償に関する条例の制定を採決いたします。

議案第78号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(多 数 起 立)

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第78号は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括上程した議案の採決を終わります。

◎議案第79号から議案第78号の上程～採決

○議長（北岡 泰） お諮りします。

日程第7 議案第79号及び日程第8 議案第80号を一括上程し議題とした
いと思えます。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

従って、

日程第7 議案第79号 明和町森林環境譲与税基金条例の制定

日程第8 議案第80号 明和町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の
制定

を一括上程し、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま一括上程されました、議案第79号、議案第

80号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第79号は、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律に基づく森林環境譲与税を、森林の整備及び促進に関する施策の財源に充てるため、本条例を制定しようというものでございます。

次に、議案第80号は、みえ森と緑の県民税市町交付金を災害に強い森林づくり及び町民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策の財源に充てるため、本条例を制定しようというものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） それでは、議案第79号 明和町森林環境譲与税基金条例の制定について、詳細説明を申し上げます。

この条例は、森林環境税を森林整備及びその促進に関する費用の財源として、効率的かつ効果的に活用できるよう基金を設置するためのものでございます。

議案書の27ページをご覧ください。

第1条 設置で、基金設置の目的を規定し、第2条 積立、第3条 管理、第4条 運用益金の処理で、基金の運用から生ずる収益は基金に編入するものとしています。

第5条 処分といたしまして、基金設置の目的を達成するために必要な経費の財源に充てる場合に限り、予算の定めるところにより処分できることを規定しています。

第6条は組替運用、第7条で委任条項を設けています。

なお、附則として施行期日を公布の日からとしております。

続きまして、議案第80号 明和町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例

の制定について、詳細説明を申し上げます。

この条例は、みえ森と緑の県民税市町交付金を災害に強い森林づくり、県民全体で森林を支える社会づくりを推進する施策の財源に充て、効率的かつ効果的に活用していくために基金を設置するための条例でございます。

議案書の29ページをお願いいたします。

第1条 設置で、基金設置の目的を規定しております。

以下、先ほどの森林環境譲与税基金条例と同じく、第2条 積立、第3条 管理、第4条 運用益金の処理、第5条 処分、第6条 組替運用、第7条 で委任条項を設けております。

附則として、施行期日は公布の日からでございます。

ご審議の上お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりました。

まず議案第79号 明和町森林環境譲与税基金条例の制定の質疑を行います。
質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第79号の質疑を終わります。

続きまして、議案第80号 明和町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の制定の質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第80号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論は一括上程した全議案を対象に行います。

一部の議案についてのみ討論される方は、議案名を明確にした上で討論されるようお願いいたします。

討論される方はございませんか。

7番 田邊ひとみ議員。

○7番（田邊 ひとみ） ただいま一括上程をされました、議案第79号 明和町森林環境譲与税基金条例の制定、議案第80号 明和町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の制定、これについて、反対の立場で討論を行います。

議案第79号について、国は人工林が放置をされ、間伐作業が進んでいない森林に対し、地球温暖化防止や災害防止、国土の保全、水源涵養などの機能が発揮されるよう整備をするための財源を確保するために、森林環境税、これを創設し、2024年度から課税するとしました。

国民一人あたり1,000円の増税となります。その課税に先立って国から譲与される森林環境譲与税を基に、基金を新たにつくるというのが、今回の条例でございます。

森林の整備が地球温暖化防止だけではなく、国土の保全や涵養など森林の持つ公益的機能を発揮させるために、大変重要なことだと考えます。ですが、輸入の自由化等によって、木材価格が大きく下がり、林業経営が厳しくなり、積極的になれない現状があり、そのため未整備で放置される森林が増えております。

その林業経営を支援する林野庁の一般会計予算は、1990年代には6,000億円から7,000億円ありましたが、今では3,000億円台まで削減されてまいりました。森林の整備を促進するというならば、この削減された林野庁の一般会計予算を増やすことが必要です。

また、今回の森林環境税の仕組みは、市町の役割を重くしている上に、人材も財源も不十分であり、森林整備の課題の解決にはつながらないと考えます。

事業の内容自体は大変重要なものであり、今後、真剣に取り組む必要があると考えますが、住民に課税をすることも含め、税制の仕組みそのものに賛同できないため反対をします。

議案第80号についても県税ではございますが、税制の仕組みなどに関しまして、同様の理由で反対をします。

○議長（北岡 泰） 他に討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、一括上程した各議案の採決を行います。

まず、議案第79号 明和町森林環境譲与税基金条例の制定を採決いたします。

議案第79号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 多 数 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第79号は、原案のとおり可決されました。

続きまして、議案第80号 明和町みえ森と緑の県民税市町交付金基金条例の制定を採決いたします。

議案第80号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 多 数 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立多数です。

従って、議案第80号は、原案のとおり可決されました。

以上で、一括上程した議案の採決を終わります。

◎議案第81号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第9 議案第81号 明和町税条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました、議案第81号 明和町税条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、明和町手数料条例の改正に伴い、明和町税条例における納税証明書の交付手数料についても整合性を図るため、所要の改正をお願いするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 失礼いたします。議案第81号 明和町税条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

先ほどの提案理由のとおり明和町手数料条例の一部改正に伴い、明和町税条例において定めのある納税証明書の交付手数料について、整合性を図るため、当条例の一部改正をお願いするものでございます。

手数料につきましては、手数料全体として見直しを行い、手数料条例の改正を9月議会にてお認めいただいたところでございます。納税証明書の交付手数料につきましても、手数料条例の中の租税公課に関する証明の中に含まれているものとして改正をしたところでございます。

しかしながら、納税証明書の交付手数料につきましては、明和町税条例にて別途定められていることがこの度わかりました。

これにつきましては、車検用の納税証明書について、手数料を徴収しない

ことを規定するため別途定められているものでございます。

議会定例会資料の3-1-1をご覧ください。

改正の内容につきましては、新旧対照表のとおり、改正前、証明書1枚ごとに200円とするを、改正後、明和町手数料条例（平成12年明和町条例）第28号の定めるところによらし、手数料条例のほうに一本化するよう改正するものでございます。

附則といたしまして、施行期日につきましては、手数料条例と同様に令和2年2月1日から施行するものでございます。

以上で詳細説明を終わります。

手数料条例との整合性を図るためにも、ご理解いただきますようよろしくお願いたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第81号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第81号 明和町税条例の一部を改正する条例を採決いたします。

議案第81号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第81号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第82号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第10 議案第82号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました、議案第82号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、指定工事店の指定について新たに更新制を導入し、それに伴い指定更新手数料を徴収しようとするものです。また使用料の算定において、人数制にて算出していましたが、事業所については、従量制に変更しようとするものです。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） ただいま上程させていただきました、明和町農業集落排水事業の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の詳細説明を申し上げます。

議会資料10-2-1をご参照していただきたいと思います。

料金について、下水道の公営企業化を見据え、現行の人数制から従量制に

料金体制の一部を改めさせていただきたいと考えております。

現在、宮川流域下水道の供用区域と公共下水道フレックス地域の事業所において、従量制により料金を徴収させていただいております。令和5年から下水道の公営企業化を見据え、今回、農業集落地区におきましても、事業所において人数制から従量制に変更させていただこうと考えております。

記載のとおり該当事業所は41の事業所でございます。

資料10-2-3、新旧対照表をご覧くださいと思います。

第16条で水道メーターによるもので算出をさせていただきます。

また、10-2-4の別表3に基づき料金を徴収させていただきたいと考えております。

次に、資料戻っていただきまして、10-2-2をご参照していただきたいと思います。下水道の排水設備指定工事店につきましては、現在177の業者が指定されております。資格については一度申請すれば永年にわたって指定工事店となっておりますが、既に営業を中止した事業所等もあり、実情に合わない状況でございます。

県内各市町においては、更新制を導入し、実態にあった指定工事店となっております。つきましては、明和町におきましても、指定工事店の更新制を導入させていただきたいと考えております。

更新の時期につきましては、9月議会でお認めいただきました上水道の指定工事店の更新と合わせて5年、また手数料も上水道と同額の7,000円とさせていただきますと考えております。

資料10-2-4、新旧対照表をご参照していただきたいと思います。

第21条で、指定工事店の指定更新料、1件につき7,000円を規定させていただきますと思います。

なお、施行におきましては、令和2年4月1日とさせていただきたいと考えております。

以上で詳細説明とさせていただきます。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第82号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第82号 明和町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

議案第82号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第82号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第83号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第11 議案第83号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました、議案第83号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、指定工事店の指定について新たに更新制を導入し、それに伴い指定更新手数料を徴収しようとするものです。

詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） ただいま上程させていただきました、明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正させていただく条例の詳細説明を申し上げます。

先ほどと同様、資料10-2-2をご参照していただきたいと思います。農集事業同様に指定工事店につきましては、現在177の業者が指定させていただいております。

資格につきましては、一度申請をさせていただきますと永年にわたって、指定工事店になっております。既に営業を中止した事業所等もあり、実情に合わない状況でございます。

県内各市町におきましては、更新制を導入し、実態にあった指定工事店となっております。つきましては、明和町におきましても、指定工事店の更新制を導入させていただきたいと考えております。

更新時期につきましては、上水道の指定工事店と合わせ5年、また手数料につきましても7,000円とさせていただきたいと思います。

資料10-2-5、新旧対照表をご参照していただきたいと思います。

第31条で、指定工事店の指定更新料を1件7,000円と規定させていただいております。

なお、この条例の一部改正につきましても、令和2年4月1日から施行させていただきますと考えております。

ご審議の上、お認めいただきますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第83号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第83号 明和町公共下水道の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

議案第83号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第83号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第84号の上程～採決

○議長（北岡 泰） 日程第12 議案第84号 明和町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

副町長。

○副町長（下村 由美子） ただいま上程されました、議案第84号 明和町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

本件は、根倉・行部津波避難タワーの完成を控え、名称及び位置について、所要の改正をしようとするものでございます。

詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

防災企画課長。

○防災企画課長（奥田 昌宏） 失礼いたします。

議案第84号 明和町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について、詳細説明を申し上げます。

根倉・行部津波避難タワーの完成を控え、名称及び位置について、所要の改正を行うものでございます。

定例会資料の2-1-1の新旧対照表をご覧ください。

第3条で、施設の名称及び位置につきまして、下線部分を追加するものでございます。

附則といたしまして、施行日は規則で定める日からというふうにさせていただきます。

ご審議のほどお認めいただきますようよろしくお願いを申し上げます。

○議長（北岡 泰） 詳細説明が終わりましたので、これから質疑を行います。

質疑される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 質疑される方がないので、これで議案第84号の質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論される方はございませんか。

（「なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） 討論される方がないので、これで討論を終わります。

これから、議案第84号 明和町津波避難タワーの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。

議案第84号は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（ 全 員 起 立 ）

○議長（北岡 泰） ありがとうございます。

起立全員です。

従って、議案第84号は、原案のとおり可決されました。

◎議案第85号から議案第91号の一括上程

○議長（北岡 泰） お諮りします。

日程第13 議案第85号から、日程第19 議案第91号を一括上程し、議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ声あり）

○議長（北岡 泰） ご異議なしと認めます。

従って、

日程第13 議案第85号 令和元年度明和町一般会計補正予算（第4号）

日程第14 議案第86号 令和元年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予

算（第3号）

日程第15 議案第87号 令和元年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）

日程第16 議案第88号 令和元年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

日程第17 議案第89号 令和元年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）

日程第18 議案第90号 令和元年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

日程第19 議案第91号 令和元年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）

を一括上程し、議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（世古口 哲哉） ただいま一括上程されました、議案第85号から議案第91号につきまして、その提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第85号 令和元年度明和町一般会計補正予算（第4号）につきましては、総額で4,500万円の追加補正をお願いするものでございます。

歳出の主なものといたしまして、議会費では議場録音機器取替工事費を追加補正でお願いしています。

総務費では、自治振興費で地域コミュニティ活性化事業にかかるサポートセンター空調機取替工事費とコミュニティセンター等への備品購入費を、収税対策費で過誤納等返還金を追加補正でお願いしています。

民生費では、障がい者福祉費で実績見込みに伴う介護給付費等を、高齢者福祉費で、介護保険特別会計繰出金を追加補正でお願いしています。

衛生費では、成人保健対策推進費で保健師代替賃金を追加補正でお願いしています。

農林水産業費では、農地費で準幹線排水路補修工事費、ため池耐震診断積

算及びハザードマップ作成委託料等を、漁港費で行路泊地浚渫工事費を追加補正をお願いしています。

土木費では、道路新設改良費で、社会資本整備総合交付金事業の委託料から工事請負費への組替補正をお願いしています。

教育費では、学校運営費で小学校教科書改訂に伴う教師用指導書等を追加補正をお願いしています。

また、各科目の人件費においては、国の人事院勧告に準じた給与条例の改正に伴う追加補正、人事異動等に伴う支出科目の組替補正、退職及び育児休暇に伴う減額補正をお願いしています。

これに対して、歳入では、国県支出金、寄附金、繰越金、諸収入、町債をそれぞれ計上しています。

次に、議案第86号 令和元年度明和町斎宮跡保存事業特別会計補正予算（第3号）につきましては、498万6,000円の減額補正をお願いするものでございます。

一般管理費で人件費の減額補正を、保存活用費の土地公有化事業で土地購入費を、体験学習施設等管理費で修繕料を追加補正、歴史的風致維持向上計画推進費で事業費の組替補正をお願いしています。

次に、議案第87号 令和元年度明和町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、4万4,000円の追加補正をお願いするものでございます。農業集落排水総務費で人件費の追加補正をお願いしています。

次に、議案第88号 令和元年度明和町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）につきましては、54万2,000円の追加補正をお願いするものでございます。

主に公共下水道総務費で人件費の追加補正を、施設建設事業費で業務委託料及び水道移転補償費から管路施設工事への組替補正をお願いしています。

次に、議案第89号 令和元年度明和町介護保険特別会計補正予算（第3号）につきましては、742万円の追加補正をお願いするものでございます。

一般管理費、権利擁護事業費で人件費を、また実績見込みによる居宅介護福祉用具購入費助成金、居宅介護住宅改修費助成金、介護予防住宅改修費助成金をそれぞれ追加補正でお願いしています。

次に、議案第90号 令和元年度明和町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきましては、2万5,000円の追加補正をお願いするものでございます。一般管理費で人件費の追加補正をお願いしています。

次に、議案第91号 令和元年度明和町水道事業会計補正予算（第2号）につきましては、50万1,000円の減額補正をお願いするものでございます。配水及び給水費で、漏水に伴う配水管修繕料を、総係費で人件費の追加補正を、建設改良費で、人件費の追加補正と水道管移設工事費の減額補正をお願いしています。

詳細につきましては、それぞれ担当課長が説明いたしますので、よろしくご審議の上、お認めいただきますようお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 提案理由の説明が終わりましたので、詳細説明を求めます。

まず、議案第85号につきまして、黄色の表紙、予算に関する説明書の9ページ、歳出、第1款・議会費からお願いをいたします。

総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） それでは、詳細説明をさせていただきますが、各科目の説明をさせていただく前に、全般にわたります人件費の関係につきまして、私から一括して説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

黄色の表紙、予算に関する説明書の32ページの次になりますが、ページの下に、1-9-1とございますけども、給与費明細書を添付させていただいておりますので、こちらに基づきまして、説明を申し上げます。まず補正をお願いしております主な理由といたしましては、給料及び職員手当では人事院勧告に準じた月例給及び勤勉手当の追加補正、育児休業や休職による減額、

それと早期退職に伴う特別負担金の増額と、今年度の人事異動に伴います支出科目の組替えが主な理由となっております。

それでは、1-9-1の上の表でございますが、特別職から説明をさせていただきます。

まず長等でございます。比較の欄で期末手当が32万8,000円の減額となっております。これは期末手当の期間率に伴う減額によるものでございます。共済費は2万9,000円の増額となっておりますが、これは共済組合負担金の率及び標準月額報酬の変更による増額でございます。

次にその他でございますが21万円の増額でございます。これは個人情報保護審議会の開催による委員報酬と参院選にかかる投票立会人報酬の増によるものでございます。

次に下の表でございますが、これが一般職でございます。

(1) 総括で給与費のうち比較の給料で3,032万8,000円の減額、職員手当で607万4,000円の増額でございます。増減の主な理由といたしまして、給料は給料表の改定に伴い増となる一方、育児休業者や退職者の発生により減となったものでございます。

職員手当は主に勤勉手当の支給率の増によるもののほか、早期退職者に伴う三重県市町総合事務組合に負担する退職手当特別負担金の増によるものでございます。

職員手当の内訳でございますが、扶養手当が4万3,000円の減、通勤手当が62万1,000円の減、住居手当が52万3,000円の増、住居手当につきましては、賃貸住宅への入居者の増によるものでございます。管理職が49万6,000円の減、期末手当は500万5,000円の減でございます。勤勉手当は292万8,000円の減、時間外手当は280万円の増、これは時間外手当につきましては、幼児無償化に伴う事務補助とふるさと寄附にかかる時間外手当によるものでございます。

児童手当40万円の増、これは支給対象児童の増によるものでございます。

退職手当組合負担金は1,144万4,000円の増、これは早期退職等によるものでございます。

次のページ（2）は、この給料及び職員手当の増減額の明細となっております。

次のページ（3）は給料及び職員手当の状況につきましての計数的な資料でございますので、後ほどご覧をいただきたいと思っております。

なお各特別会計とも給与費明細書を添付してございます。それぞれ予算額の増減がございしますが、その理由は給料表の改定と勤勉手当の支給率の増のほか、人事異動に伴う増減が主な理由となっております。

以上でございますが、この後、詳細説明におきまして、各科目及び各特別会計で人件費の補正を計上しておりますが、ただいまの説明をもちまして、各課長の説明のほうは省略をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承いただきますようよろしくお願いをいたします。

それでは、9ページをご覧いただきたいと思っております。

1款・議会費、1項・議会費、1目・議会費でございます。15節・工事請負費でございます。議場録音機器取替工事で80万円の追加補正をお願いしております。これは議事録録音にかかるカセットデッキの老朽化に伴いまして、SDカードに対応した録音機器に取り替えを行うものでございます。

続きまして、2款・総務費、1項・総務管理費、5目・財産管理費、13節・委託料でございます。財務会計システムの改修業務委託料で14万3,000円の追加補正をお願いしております。

これは令和2年度から導入をされます会計年度任用職員制度に伴い、平成31年3月20日に地方自治法施行規則が改正され、歳出予算の節の区分から、7節・賃金が削除されることから、財務会計システムの改修が必要となったものでございます。以上でございます。

○議長（北岡 泰） 自治振興費、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 自治振興費、15・工事請負費110万円に

つきましては、サポートセンターの空調の更新でございます。サポートセンターの空調につきましては、室内設備及び電気配線設備に問題がございまして、現状のまま使用すると危険な状態であるため、今般、三重県市町職員互助会の助成を受け、更新をするものでございます。

続きまして、11ページ、12ページをお願いいたします。

18・備品購入費につきましても、同じく市町職員互助会の助成対象の備品で、各コミュニティセンター等に運営上必要なものや、故障しているもの、事務処理上、不適合なものなどがないか聞き取りを行いました。その結果、パソコンやプリンター、机・椅子など必要不可欠な備品について、220万円計上いたしました。

続きまして、19・負補交の自治会交付金につきましては、5万9,000円で、10月に発足をしましたサニータウン佐田自治会及び全体的に自治体世帯数の増加に伴いまして、自治振興費の補正をお願いいたしたいと思っております。

○議長（北岡 泰） 項2・収税対策費、税務課長。

○税務課長（山口 隆弘） 2項・町税費、2目・収税対策費、23節・償還利子及び割引料で過誤納等返還金220万円の増額をお願いしております。主な理由は個人町民税の過年度申告による過年度の税額が減額されたもの、及び法人町民税の中間申告からの還付によるもので、今後の支払い見込みにより予想される不足分を計上しております。

○議長（北岡 泰） 15、16ページにいきます。

3款・民生費、1項・社会福祉費、福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 3款・民生費、1項・社会福祉費、1目・社会福祉総務費、20節・扶助費に70万円を計上しております。

15ページ、16ページの分でございますね。これは高齢者重度心身障がい者タクシー料金助成費につきまして、実績見込みにより不足が見込まれるために、追加補正するものでございます。

続きまして、3目・後期高齢者医療事務費、28節・繰出金に2万5,000円を

計上しております。これは後期高齢者医療特別会計に繰り出すもので、詳細は後期高齢者医療特別会計の歳出で説明させていただきます。

5目・障がい者福祉費、20節・扶助費に4,600万円を計上しております。障がい者日常生活用具給付費や障がい者サービス介護給付費などで、実績見込みにより不足が見込まれるため、追加補正をお願いするものでございます。内訳としましては、日常生活用具給付費で150万円、身体障がい者補装具給付費で30万円、自立支援医療給付費で200万円、介護給付費で4,150万円、地域生活支援事業で70万円でございます。

6目・高齢者福祉費、28節・繰出金に146万4,000円を計上しております。介護保険の事務費などにかかる分を、介護保険特別会計へ繰り出すものでございます。

詳細は介護保険特別会計の歳出で説明をさせていただきます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 7目・保健福祉センター費、15節・工事請負費で火災報知設備増設工事外におきまして、8万4,000円の追加補正をお願いしております。これは保健福祉センターの大浴場と小浴場を収納スペースとして使用するにあたり、自動火災報知設備が必要となったため、その工事請負費について補正をお願いするものでございます。

○議長（北岡 泰） 次ページいきまして、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） 17ページ、18ページでございます。3款・民生費、2項・児童福祉費、6目・子ども支援対策費で124万2,000円の増額をお願いしております。子ども・子育て支援地域事業の関係での増額となります。

19節の負担金補助及び交付金では28万4,000円の増額をお願いしております。うち地域子育て支援拠点事業補助で20万1,000円計上しております。こちらは明和ゆたか園の子育て支援センターいちごクラブの運営にする国の補助基準の改定に伴います補助金の増額となります。

また一時預かり事業補助の8万3,000円の増額につきましても、明和ゆたか園で行っております一時預かりに対する国の補助基準の額の改定に伴います補助金の増額となります。

その下の23節の償還金利子及び割引料で95万8,000円の補正をお願いしております。これは昨年補助をいただいた子ども・子育て支援交付金関係の事業費確定に伴い、国県の補助金の返還が生じてまいりましたので、補正をお願いするものでございます。

○議長（北岡 泰） 次ページ、4款・衛生費、1項・保健衛生費、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 19ページ、20ページの下から2行目をお願いいたします。

4款・衛生費、2目・環境衛生費、15節・工事請負費48万円は、金剛坂にございます祓川流入生活排水路浄化施設の撤去でございます。この施設は金剛坂の南側の排水路の一部、約24mを鉄板でせき止め、その区間内容において接触材に沿うようにばっ気を行い、水質浄化を行う目的で、平成13年11月に設置をしたものです。

その後、約18年が経過をいたしまして、当時主流でありました単独浄化槽も合併浄化槽に切り替わり、また住民の生活排水に対する意識も相当変わったものと認識をしております。

生活排水自体も随分きれいになってきたと思います。また、当該浄化施設の接触材の機能もそれ相応には低下をしてきており、定期的なメンテナンスは行ってはいるものの、費用に見合う浄化能力を維持することも難しい状況となってまいりました。

つきましては、今年度で当施設の撤去を行いたいと思いますので、生活環境費でその設備の撤去費用をお願いするものでございます。なお、この予算書の祓川の祓いという文字が「禾」になっておりまして、正しくは旧字体の「示」でありますので、訂正をお願いいたします。

以上です。

○議長（北岡 泰） 次ページ、成人保健対策推進費、健康あゆみ課長。

○健康あゆみ課長（西岡 郁玲） 5目・成人保健対策推進費、7節・賃金で臨時職員賃金におきまして、114万円の追加補正をお願いしております。これは産前・産後及び育児休暇による保健師代替臨時職員の賃金でございます。

続きまして、6目・母子衛生費、23節・償還金利子及び割引料で、過年度国県等支出金返還金におきまして、87万7,000円の追加補正をお願いしております。これは平成30年度の産後ケア事業の国庫補助金の額の確定を受けて、返還するものでございます。

○議長（北岡 泰） 5款・労働費、農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） 5款・労働費、1項・労働費、1目・労働諸費で11万6,000円の追加をお願いしております。19節・負担金補助及び交付金の南三重地域就労対策協議会負担金の追加です。同協議会は、松阪市以南の16市町の連携により、若者世代の地元就職及びU I J ターン就職の対策強化を目的に、平成31年2月に発足いたしました。

当初予算で準備経費の5,000円計上しておりましたが、本年8月に協議会として地方創生事業の採択を受け、本年度より事業展開をしていくことになりましたので、追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、6款・農林水産業費、1項・農業費、3目・農業振興費で、18万円の追加をお願いいたします。23節・償還金利子及び割引料で、次のページになりますが、過年度国県等支出金返還金でございます。大雪や台風等の被災農業者に対する補助金であります。被災農業者向け経営体育成支援事業の会計検査があり、一部補助金返還が発生したため、対象農業者2件より歳入を受け、国に対し返還するものでございます。

続きまして、5目・農地費で871万6,000円の追加をお願いしております。内訳としまして、まず13節・委託料、農村地域防災・減災事業委託料が521

万6,000円の増です。ため池の地質調査と耐震診断調査業務において、ボーリング調査を実施したところ、地層の変化に伴う解析などの変更が生じたこと。

また、新規で齋宮調整池のハザードマップ作成業務の実施による補正でございます。この齋宮調整池のハザードマップにつきましては、令和2年度の事業実施を予定しておりましたが、県より早期実施要請がありまして、前倒しで事業を行うものでございます。財源につきましては、両委託とも100%補助でございます。

次に、15節・工事請負費は240万円の追加で、農業施設の破損等に対する緊急対応でございます。先の委員会でも報告させていただきましたが、現在上野地内で工事を実施しております明星幹線排水路、近鉄横断部の下流側の法面陥没、また明星地内の準幹線排水路において、既成構造物の撤去及び復旧をした箇所、法面の陥没が確認されました。両箇所ともこれまでの台風や大雨などの影響で被害が拡大したものと思われませんが、排水路の水量が少ない冬期での早期復旧が必要なため、追加補正をお願いするものでございます。

19節・負担金補助及び交付金110万円は、町単土地改良事業補助の追加で、土地改良区が実施主体の事業補助でございます。敷地内、用水路の補修と下尾地内揚水機の修繕工事に対するもので、両箇所とも来期の耕作に向け、早期に補修する必要があるため追加補正をお願いいたします。

続きまして、2項・水産業費、2目・漁港費で180万円の追加をお願いします。15節・工事請負費330万円の増は、大淀漁港行路浚渫工事にかかるものです。現在、大淀漁港では伊勢市との協定に基づき、明和町が実施する浚渫工事と伊勢市が実施する南防波堤改修工事を進めております。

明和町側の浚渫工事を本年度予算で完了とするため、浚渫量の見込みにより伊勢市と工事費を調整した結果、工事費の追加をお願いするものでございます。

19節・負担金補助及び交付金の大淀漁港機能保全工事負担金は、150万円の減で、これは伊勢市が実施している南防波堤工事に対する工事負担金でございます。全体の国庫補助額の中で明和町側の浚渫工事費の増に対して、伊勢市側の工事費を調整したことによる減でございます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、次ページ土木費、まち整備課長。

○まち整備課長（西尾 直伸） 8款・土木費、2項・道路橋梁費、3目・道路新設改良費で、社会資本整備総合交付金事業の13節・委託料635万3,000円を減じて、同額を15節・道路橋梁費に組み替えるものでございます。これは委託料の坂本前野線、明星35号線などの測量設計の入札差金等を工事費に組み替えて、進捗を図るものでございます。

続きまして、4項・都市計画費、2目・公園費、11節・需用費でございます。施設修繕料で20万円の補正をお願いしております。これは町内の都市公園の修繕費ですが、既決予算は前年度の実績により40万円計上しておりましたが、修繕が重なり現執行率が90%を超えてきております。今後トイレなどの壊れた場合にですね、早急に対応できないため、追加をお願いするものでございます。

○議長（北岡 泰） 次ページ、10款・教育費、教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 27、28ページの10款・教育費、1項・教育総務費、2目・給食施設管理費の11節・施設等修繕料につきましては、下御糸小学校給食室のガスの回転釜が老朽化により回転が安定せず、危険な状態であるため、回転軸の修繕をするものでございまして、12万円の計上をお願いするものでございます。

その下の15節の工事請負費では、同じく下御糸小学校のガス給湯器が老朽化によるガス漏れのおそれがあることから、15万円を計上し取り替え工事をお願いするものでございます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） その下の3目・学校運営費の11節・需用費で

1,519万6,000円の増額をお願いしております。これは来年度より小学校の教科書改訂に伴い教員用教科書及び指導書等の購入費用としまして、計上させていただきます。

○議長（北岡 泰） 次ページ、2項・小学校費、教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 29、30ページの2項・小学校費、1目・学校管理費では、30ページの施設等修繕料におきまして、2件の計上をしております。

1つ目は、斎宮小学校の浄化槽の流量調整ポンプが2つあるうちの1つが故障いたしまして、もう一方も故障すると排水ができなくなるため、8万円で修繕をするものでございます。

もう1つは修正小学校体育館の移動式バスケットゴール1対の修繕で、高さを調整できる機能が故障したため、使用時に危険が及ぶ可能性がございまして、37万円で修繕をお願いするものでございます。

続きまして、3項・中学校費、1目・学校管理費、30ページの工事請負費では第2グラウンドに設置をしております井戸ポンプの取替工事で、20万円の計上をお願いするものでございます。これはポンプの老朽化による故障によりポンプから水が吹き出し、井戸の周辺が水浸しになり、クラブハウスのトイレなど水が使用できなくなったため、緊急で取り替え工事をしたものでございますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、こども課長。

○こども課長（西村 正樹） その下の2目・学校運営費の19節・負担金補助及び交付金で59万4,000円の増額をお願いしております。これは中学校の部活動で、この11月までに県大会や全国大会などの出場が多くあったため、これからは3月までの大会出場に不足を生じるおそれがあるため、選手派遣費の増額をお願いするものでございます。

○議長（北岡 泰） 次ページ、5項・社会教育費、教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） 31、32ページの5項・社会教育費、1目・

社会教育総務費では、32ページの教育集会所事業で、妻ヶ広教育集会所の下水道引き込み工事で追加をお願いしております。これは当初でお認めいただいた予算でございますが、引き込み工事において再度見積りをいたしましたところ、下水道へのつなぎ込みへの距離が長く、舗装等のやり直しもございましたため、予算が不足する事態となりましたため、50万円の追加補正をお願いするものでございます。

続きまして、その下の3目・公民館費では、委託料において放送等設備調査委託料をお願いしております。これは以前から公民館の大集会場のスピーカーの音や声が聞こえにくいといったことが、しばしば発生することから、専門の業者により音響の何が悪いのか、原因を調査するものでありまして、25万円の計上をお願いするものでございます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 4目・文化財保存活用費で778万3,000円の減額をいたします。28節・繰出金で斎宮跡保存事業特別会計の繰出金でございます。

詳細につきましては、斎宮跡保存事業特別会計の中で説明させていただきます。

○議長（北岡 泰） 歳出の説明が終わりましたので、続きまして、5ページ、歳入をお願いします。

福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 15款・国庫支出金、1項・国庫支出金、1目・民生費国庫負担金、3節・障がい者自立支援給付費負担金に、2,090万円を計上いたしております。身体障がい者補装具給付費や介護給付費に対する国庫補助金で、補助率は2分の1でございます。

4節・自立支援医療費負担金に100万円を計上いたしております。こちらは自立支援給付費に対する国庫補助で、補助率は2分の1でございます。

○議長（北岡 泰） 続きまして、こども課長。

○**こども課長（西村 正樹）** 15款・国庫支出金、2項・国庫補助金、2目・民生費国庫補助金で9万4,000円の増額をお願いしております。これは歳出でご説明いたしました子ども・子育て支援地域事業で、明和ゆたか園の子育て支援センターいちごクラブの事業費及び明和ゆたか園で行っています一時預かり事業費に対する国の補助基準額の改正に伴い国庫補助金の増額を計上しております。

○**議長（北岡 泰）** 16款・県支出金、福祉ほけん課長。

○**福祉ほけん課長（吉川 伸幸）** 16款・県支出金、1項・県負担金、1目・民生費負担金、4節・障がい者自立支援給付費負担金に1,095万円を計上いたしております。身体障がい者補装具給付費、自立支援医療給付費、介護給付費に対する県補助金で、補助率は4分の1でございます。

○**議長（北岡 泰）** 続きまして、こども課長。

○**こども課長（西村 正樹）** 16款・県支出金、2項・県補助金、2目・民生費補助金で9万4,000円の増額をお願いしております。先ほどの国庫補助金と同様に子ども・子育て支援地域事業での補助基準額の改定に伴い、県補助金の増額を計上しております。

○**議長（北岡 泰）** 続きまして、農水商工課長。

○**農水商工課長（菅野 亮）** 4目・農林水産業費補助金で521万5,000円の追加をお願いしております。1節・農業費補助金の農村地域防災・減災事業補助で、補助率は100%です。

歳出で説明をいたしましたため池調査業務委託の増と、斎宮調整池ハザードマップ作成業務委託の実施に伴う追加でございます。

○**議長（北岡 泰）** 18款・寄附金、教育総務課長。

○**教育総務課長（西尾 仁志）** 18款・寄附金、1項・寄附金、4目・教育費寄附金では、学校教育費寄附金といたしまして、100万円の計上をお願いしております。これは町内に本社を置く株式会社後藤商会さんが、自社の40周年を機に町の子どもたちへの教育に役立てるようにと100万円のご寄附を

いただき、今回、計上をさせていただいたものでございます。

○議長（北岡 泰） 20款・繰越金、総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） 20款・繰越金、1項・繰越金、1目・繰越金、1節・繰越金で126万7,000円の追加補正をお願いしております。前年度繰越金でございます。

○議長（北岡 泰） 21款・諸収入、人権生活環境課長。

○人権生活環境課長（松井 友吾） 7ページ、8ページをお願いします。
21款、4項、2目・雑入の300万円につきましては、先ほど歳出で説明をいたしましたサポートセンターの空調の更新やコミュニティセンターの備品購入費に関する市町職員互助会の公益事業助成で300万円を計上しております。

○議長（北岡 泰） 続きまして、農水商工課長。

○農水商工課長（菅野 亮） 同じく雑入の過年度被災農業者向け経営体育成支援事業返還金で18万円の追加でございます。歳出で説明いたしました会計検査の指摘による一部補助金返還金にかかる返還対象農業者2件からの歳入を受けるものでございます。

○議長（北岡 泰） 22款・町債、総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） 22款・町債、1項・町債、2目・農林水産業債、2節・水産業施設整備事業債で130万円の追加補正をお願いしております。これは大淀漁港水産物供給基盤機能保全事業にかかる起債でございます。充当率は90%となっております。

○議長（北岡 泰） 議案書の43ページ、第2表 債務負担行為、44ページ、第3表 地方債補正をお願いします。

教育総務課長。

○教育総務課長（西尾 仁志） まず議案書43ページの第2表 債務負担行為におきまして、ふるさと会館施設管理運営業務につきまして、令和2年度から6年度までの指定管理者へ支払う額の計上でございます。

限度額1億1,940万円で、単年度あたり2,388万円でございます。

○議長（北岡 泰） 総務課長。

○総務課長（浅尾 恵次） すいません。44ページ、次のページをご覧いただきたいと思います。

第3表 地方債補正でございます。

変更でございます。漁港整備事業債で補正前の限度額は2,250万円、補正後の限度額でございますけども2,380万円でございます。起債の方法、利率、償還方法についてはご覧のとおりで、変更はございません。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 以上で、議案第85号の詳細説明を終わります。

◎議案第86号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第86号の説明を、歳入・歳出及び議案書の48ページ、第2表 債務負担行為もあわせてお願いいたします。

斎宮跡・文化観光課長。

○斎宮跡・文化観光課長（中野 敦夫） 斎宮跡保存事業特別会計補正予算の詳細説明を申し上げます。

まず歳出から説明いたします。

斎宮跡保存事業特別会計予算書の7ページ、8ページをご覧ください。

1款・総務費、1項・総務管理費、2目・保存活用費、17節・公有財産購入費で321万円の増額です。これは史跡等購入補助金の決定に伴い、史跡斎宮跡の土地購入の追加を行うものでございます。

次に、3目・体験学習施設等管理費で45万円の追加です。

11節・需用費の施設等修繕料で、これは台風19号で被害のあったいつきのみや地域交流センターの入口自動ドアの修繕費で、保険の適用を受けませんが、町の負担分2分の1を計上するものでございます。

次に、4目・歴史的風致維持向上計画推進費で、事業の進捗に合わせて組み替えをするものでございます。

まず、15節・工事請負費で464万5,000円の追加です。17節・公有財産購入費で1,200万円の減額、19節・負担金補助及び交付金114万5,000円の減額、これは近鉄踏切工事にかかる近鉄への負担金の減額によるものです。

それから、22節・補償補てん及び賠償金で850万円の増額。これは伊勢街道からいつき会館に通ずる散策道整備で、地権者との交渉が進み、当初頭出ししておりました建物補償費の算出ができたことにより、公有財産購入費から組み替えを行うものです。

続きまして、歳入の説明をさせていただきます。

予算書5ページ、6ページをご覧ください。

1款・国庫支出金、1項・国庫補助金、1目・史跡等購入費補助金で、235万6,000円の追加です。土地の直接買い上げにかかる国の補助金で、補助率は80%です。

2款・県支出金、1項・県補助金、1目・史跡等購入費補助金44万1,000円の追加です。土地の直接買い上げにかかる県の補助金で、補助率は15%です。

3款・繰入金、1項・他会計繰入金、1目・一般会計繰入金778万3,000円の減額でございます。歳出に充てる一般会計からの繰入の減額でございます。

続きまして、第2表 債務負担行為の説明をいたします。議案書の48ページをご覧ください。これはいつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センターの管理業務について、指定管理者と協定書を締結するため、債務負担の設定を行うものです。

事項はいつきのみや歴史体験館及びいつきのみや地域交流センター施設管理運營業務、期間は令和2年度から令和6年度までで、限度額は2億4,002万円でございます。

以上でございます。

よろしくお願いたします。

○議長（北岡 泰） 以上で、議案第86号の詳細説明を終わります。

◎議案第87号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第87号の説明を、歳入・歳出あわせてお願いたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） 失礼いたします。

農業集落排水特別会計の説明をさせていただきます。7ページ、8ページをご覧いただきたいと思います。

こちら先ほど総務課長から一括でご説明させていただきました件でございます。総額で4万4,000円の補正をお願いさせていただいております。

戻っていただきまして、歳入といたしまして、5ページ、6ページのほうをご参照していただきたいと思います。

こちらにつきましては、繰入金、繰越金といたしまして、4万4,000円を充当させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 以上で、議案第87号の詳細説明を終わります。

◎議案第88号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第88号の説明を、歳入・歳出あわせてお願いたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） 続きまして、公共下水道事業特別会計7ページ、8ページのほうをご参照していただきたいと思います。

上段につきましては、総務費でございますので割愛させていただきます。

2節・施設工事費ということで、ご説明をさせていただきたいと考えております。

予算の組み替えをお願いさせていただいております。13節・委託費で、入札差金等により1,190万円の減額、また、22節・補償補てん及び賠償金、下水道工事に伴います上水道の移転費用で610万円を減額し、減額分を15節・工事請負費1,800万円を充当させていただきたいと考えております。

戻っていただきまして、歳入でございます。

こちらにつきましても、繰越金54万2,000円を充当させていただきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 以上で、議案第88号の詳細説明を終わります。

◎議案第89号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第89号の説明を、歳入・歳出あわせてお願いいたします。

福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 歳出から説明させていただきます。

7ページ、8ページをご覧ください。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費、11節・需用費に7万2,000円を計上しております。来年度、第8期介護保険事業計画を策定する必要がございます、それに先立って事前調査をする必要があることから、本年度中にアンケートを行いたいと考えております。対象者は2,600件を想

定しております。こちらはそのアンケート封筒の印刷製本費でございます。

12節・需用費に51万9,000円を計上しております。こちらは先ほど説明させていただきましたアンケートの郵送料でございます。

13節・委託料に3万6,000円を計上しております。こちらはアンケート対象者の抽出作業にかかる電算委託料でございます。

2款・保険給付費、1項・介護サービス等諸費、7目・居宅介護福祉用具購入費、19節・負担金補助及び交付金に25万円を計上しております。こちらは居宅介護福祉用具購入費の実績見込みにより、不足が見込まれるためその分の増額をお願いするものでございます。

次に、8目・居宅介護住宅改修費、19節・負担金補助及び交付金に300万円を計上しております。こちらは居宅介護、住宅改修費の実績見込みにより不足が見込まれるため、その分の増額をお願いするものでございます。

2項・介護予防サービス等諸費、5目・介護予防福祉用具購入費、19節・負担金補助及び交付金に20万円を計上しております。こちらは介護予防福祉用具購入費の実績見込みにより不足が見込まれるため、その分の増額をお願いするものでございます。

6目・介護予防住宅改修費、19節・負担金補助及び交付金に320万円を計上しております。こちらは介護予防住宅改修費の伸びにより、不足が見込まれるため、その分の増額をお願いするものでございます。

9ページ、10ページの3款・地域支援事業につきましては、人件費でございますので、説明を割愛させていただきます。

次に、歳入の説明に移らせていただきます。

5ページ、6ページをご覧ください。

2款・国庫支出金、1項・国庫負担金、1目・介護給付費国庫負担金、1節・介護給付費国庫負担金に133万円を計上しております。こちらは歳出のところでご説明いたしました居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費にかかる国の負担でございます。

す。負担割合は20%でございます。

2 項・国庫補助金、1 目・調整交付金、1 節・現年分調整交付金に33万3,000円を計上しております。こちらは先ほど申しあげました居宅介護福祉用具購入費、居宅介護住宅改修費、介護予防福祉用具購入費、介護予防住宅改修費にかかる国の調整交付金分でございます。負担割合は5%でございます。

3 款・支払基金交付金、1 項・支払基金交付金、1 目・介護給付費交付金、1 節・介護給付費交付金に179万6,000円を計上しております。こちらは先ほど申しあげました居宅介護給付費などにかかる社会保険診療報酬支払基金からの交付金分でございます。負担割合は27%でございます。

4 款・県支出金、1 項・県負担金、1 目・介護給付費県負担金、1 節・介護給付費県負担金に83万1,000円を計上しております。こちらは居宅介護福祉用具購入費などにかかる県の負担金分でございます。負担割合は12.5%でございます。

6 款・繰入金、1 項・一般会計繰入金、1 目・介護給付費繰入金、1 節・現年度分に83万1,000円計上いたしております。こちらは居宅介護福祉用具購入費などにかかる町の負担金分でございます。一般会計からの繰入で、町の負担割合は12.5%でございます。

3 目・地域支援事業繰入金、1 節・現年度分3万2,000円を計上しております。こちらは地域支援事業にかかる町負担金分で、一般会計からの繰入金でございます。町の負担割合は19.25%でございます。

4 目・事務費繰入金、1 節・事務費繰入金に60万1,000円を計上いたしております。こちらは介護保険特別会計総務費の1 目・一般管理費にかかる町負担金分で、一般会計からの繰入金でございます。町の負担割合は100%でございます。

7 款・繰越金、1 項・繰越金、1 目・繰越金、1 節・繰越金に166万6,000円を計上いたしております。こちらは歳出の補正額に見合う調整分としまし

て繰越金を充当するものでございます。

以上です。

○議長（北岡 泰） 以上で、議案第89号の詳細説明を終わります。

◎議案第90号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第90号の説明を、歳入・歳出あわせてお願いします。

福祉ほけん課長。

○福祉ほけん課長（吉川 伸幸） 歳出から説明させていただきます。

7ページ、8ページをご覧ください。

1款・総務費、1項・総務管理費、1目・一般管理費に2万5,000円を計上しております。人件費にかかるものでございますので、説明は割愛させていただきます。

歳入に移らさせていただきます。

5ページ、6ページをお願いいたします。

3款・一般会計繰入金、1項・一般会計繰入金、1目・事務費繰入金、1節・事務費繰入金に2万5,000円を計上いたしております。こちらは総務費、一般管理費にかかる分を一般会計から繰り入れるものでございます。

以上です。

○議長（北岡 泰） 以上で、議案第90号の詳細説明を終わります。

◎議案第91号の詳細説明

○議長（北岡 泰） 続きまして、議案第91号の説明を、収入・支出あわせ

てお願いいたします。

上下水道課長。

○上下水道課長（堀 真） 失礼いたします。

水道事業会計補正をお願いさせていただきます。

予算書の企一1、企一2、議案は61ページをご参照していただきたいと思
います。

支出からご説明をさせていただきます。

19節・修繕費で150万円の補正をお願いさせていただいております。これ
は本年度漏水箇所が多く、今後3カ月の緊急対応に支障が生じるため、補正
をお願いさせていただくものでございます。

次のページをめくっていただきまして、資本的収入でございます。610万
円の減額をお願いさせていただいております。これは先ほど公共下水道特別
会計でご説明させていただきましたように、精算により減額をお願いさせて
いただくものでございます。

以上でございます。

○議長（北岡 泰） 以上で、議案第91号の詳細説明を終わります。

以上で、一括上程をいたしました各議案の詳細説明を終わります。

本日の審議予定は説明までですので、質疑・討論・採決は、12月20日に
行うことにいたします。

◎散会の宣告

○議長（北岡 泰） これをもちまして、本日の日程は全て終了いたしまし
た。

本日はこれにて散会いたします。

ご協力、誠にありがとうございました。

(午前 10時 40分)
